

令和3年度第1回吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会

日時：令和3年8月3日（火）14時から16時

場所：吹田市文化会館（メイシアター）レセプションホール

出席者：大山委員（会長）、相馬委員（副会長）、綾部委員、川田委員、栗田委員、西岡委員、室山委員、藤嶋委員、内藤委員、水谷委員、西村委員、富士野委員、阪本委員、大谷委員、近藤氏、小暮氏、大江氏、高木氏、阪井氏、山口氏、米田氏
以上21名出席（欠席：永里氏）

傍聴者5名

- 議事：1. 第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画の令和2年度実績評価について
2. 医療的ケアを必要とする重度障がい者への受入れ拡大の取組について

会議の経過

○福祉部長による開会のあいさつ

○第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画の令和2年度実績評価について
（事務局より説明）

（委員）

障がい児福祉計画の資料14ページから教えていただきたい。

児童発達支援の実績は児童発達支援センターを含んだ実績ということ踏まえて、杉の子学園・わかたけ園の定員に対する利用児童数について聞きたい。一時、杉の子学園は利用人数が増加し定員を増やした経過があったが、今の利用実績が、定員に対してどの程度なのか教えていただきたい。

その次の15ページの、親子教室の関係について。

重点課題1にある乳児後期の親子教室について、これは「びよびよ」のことか。また、10組の枠の中に9組の利用があったということだが、もともとの利用枠に対しての割合がわかれば教えていただきたい。

次に、重点課題2にある、就園児対象の親子教室の53組の利用というのはどのような親子教室の数値なのか教えていただきたい。

また、親子教室は、以前利用者が多すぎて溢れている状況があり、今は少し減ってきていると聞いたが、利用をできていない方がおられるのならどれくらいおられるのか。本来は利用が望ましいけども親子教室に繋がっていないという母子がおられるのであれば、課題認識や今後の働きかけを教えていただきたい。

また、障がい者福祉計画で 9 ページの重点課題 4 の「意思決定支援の促進」の後段、合理的配慮の提供の促進について。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部改正により、合理的配慮の提供が民間事業者においても、今までの努力義務から法定義務になる。

大阪府の条例はすでに義務化をしており、改めて、合理的配慮の提供や不当な差別の禁止などを、今後民間事業者も含めて広げていくことになり、周知・啓発だけではなく、いろんな積極的な取組を市として進めることが必要になる。

義務化されただけでは、民間事業者には広がっていかないと思う。例えば、差別解消条例など理念として位置付けるとともに、合理的配慮の提供に対する助成金を出すなど、合理的配慮が広がる取組を両輪で進めている自治体なども出てきている。

全国の 104 の自治体で差別解消条例が制定され、手話言語条例に関しても、全国では 412 自治体、府内では 21 市町で条例が制定されている。本委員会でも条例制定の意見が再三出されている。

改めて、民間に広げていくに当たっては、吹田市の理念として条例制定し、実効性のある誘導策をあわせて進めていく必要がある。今後積極的な検討、実施をお願いしたい。

（事務局）

14 ページの児童発達支援の中には、杉の子学園・わかたけ園の実績を含んでいる。杉の子学園の実績は 70 名定員のところをほぼ 70 名で推移している。

わかたけ園は、40 名定員のところを 30 人前後から 35 人というところで推移している。

15 ページの重点課題 1 の乳児後期の親子教室については、「びよびよ」のことである。年間 9 組の利用があったためあげている。

利用枠については、10 組のところに 9 組の実績があった。

重点課題 2 の、就園児対象の親子教室に関してはパンダ親子教室のことである。年間の枠は 44 組であるが、令和 2 年度では 53 組の利用があった。これに関しては土曜日に実施していること、平日の午後から実施していること、クラスをいろいろ分けて実施していること等、なるべく多くの希望者に利用していただくように工夫をしている。

今後もそのように、なるべくたくさんの方に利用していただくよう工夫していきたい。

（事務局）

合理的配慮の義務化に関する取組については、現時点では何か具体的な施策はないが、今後、各事業所の現状をお聞きしながら、本市においてどのような方策が効果的であるか、他市の事例等も参考にしながら検討していきたい。

（委員）

地域生活支援事業のうち、昨年始まった重度障がい者等就労支援事業は、仕事中でも介

助が受けられるもので、吹田市でもぜひやってほしい。

私は、大学卒業後に一般就労を試みたが、やはり介助が必要で、仕事中には支援を受けられないから一般就労ができなかった。市内大学に通う重度障がいの学生も、この制度があることで一般就労しやすくなると思うので、吹田市には全国にさきがけて実施していくよう検討をお願いしたい。

(事務局)

重度障がい者の就労支援について、地域生活支援事業の中の施策として、国からも通知が出ている。現時点で大学在学中の方については、その必要に応じて、重度訪問介護の適用等を検討する中で、支給決定している状況である。

就労についても必要に応じて他市の状況を踏まえながら検討していきたい。

(委員)

10 ページの項目にある「手話通訳奉仕員」は、そのような言い方はないので、「手話奉仕員」に訂正をお願いしたい。

また、6 ページのグループホームの整備について。一人暮らしの高齢の聴覚障がい者が増えてきており、ますます必要性が増している。聴覚障がい者専用のグループホームの設置の意見が出ているので、整備の途中だと思うが、さらに進めていただきたい。

障がい者相談支援センターについては、家から近いところに相談支援センターがあれば、聴覚障がい者も利用しやすくなる。手話通訳の設置など、これからもさらに整備を進めていただきたい。

整備だけでは弱いと思うので、先ほど委員がおっしゃったように、手話言語条例を作り、市民の皆さんに知っていただくことによって、障がい者相談支援センターやグループホーム等の整備をさらに進めていけると思う。手話言語条例を作ることと、グループホーム・障がい者相談支援センターの整備を、一緒に進めていっていただきたい。

(事務局)

手話通訳奉仕員という言葉については確認し、必要があれば修正させていただく。

またグループホーム、相談支援センター、計画相談支援事業所等、聴覚障がいの方も使えるような整備促進は必要と思う。

ただ、整備にあたっては事業者の意見を聞きながら、障がい特性に対応ができるような形で整備を進めていきたい。

既存事業としては、国の整備補助制度や、市単独事業としてグループホーム施設整備補助も実施しているので、事業者の方には活用いただいているが、さらに整備が促進されるように今後も検討していきたい。

(事務局)

手話言語条例については、現在策定せずに施策を進めていく。

(委員)

12 ページの福祉サービスの担い手の確保について、2 点の意見がある。

研修費の一部補助制度を市単独で行っているが、効果は既存の職員のスキルアップにとどまっており、職員の人数を増やすというところには至っていない。

職員数を増やすための対策が必要と考える中で、資格取得された方の稼働率等も見ていく必要があると思う。

もう 1 点は、訪問系事業所の話だが、新型コロナウイルスのワクチンの接種を希望している職員は、本市在住の職員に関しては順調に接種が進んではいるが、市外居住の職員はまだできておらず、そういった職員も濃厚接触者や自宅療養者の支援にも当たっており、非常に強い緊張感の中で支援を行っている。

こういった状況では、福祉の仕事の魅力を PR するどころか、マイナスのイメージを生み出しかねないので、働く人を支えて安心して働ける環境を作ることが、人材不足を解消するには不可欠だと思う。

(事務局)

資格取得支援については職員の質の向上にもつながっており、また、新たに資格取得されたということで増員も見込まれると考えている。それだけで人材確保が完全に達成されるとは考えていない。採用された方の職場定着が図られて、働き続けられるような支援策も検討しないといけない。

職員数を増やすということをおっしゃっておられたが、例えば障がい福祉に関わったことがない方に対し、障がい福祉の仕事・魅力を発信し引込んでいくということを今後やっていきたいと考えている。ホームページ掲載や、特集を組むことを検討しているので、事業所の御意見を伺いながら進めていく。

(委員)

6 ページの、計画相談はすべての福祉サービスの利用者が受けられるようにするのが目標とは思う。それに向けて市で新規の相談支援専門員を確保したときの補助を実施していただいているが、実際どの程度の事業所が活用されて、どの程度の新規の事業所が増えたのか。

次に、今後についての意見ではあるが、障がい者数も増えている中で、いくら相談支援事業所や相談支援専門員を増やしても追いついていかない。相談支援専門員が 1 人又は少数の職場で活動されていたり、新たな担い手が増えていかない問題がある。大規模法人であっても、ベテランの職員が抜かれていき、相談支援事業所に配属していけるのか、とい

う懸念がある。また、計画相談の利用者が事業所が閉まったことで、計画作成ができなくなったことも実際起きており、そうしたフォロー体制についても今後の課題だと思う。

次に、地域移行に関して、吹田市の実績が上がっていないのは本市だけの問題ではない。市内の主要な病院の榎坂病院があるが、市民は他病院にも入院されており、支援業務は茨木市・豊中市・箕面市ぐらいまでなら何とか支援しやすいが、それ以上遠くの病院になっていくと、移動のコスト等で大変である。さらに、精神病院では、各所でクラスターが発生していることもあり、地域移行がほぼストップした状況が続いている。

I C T導入の助成金を活用し、オンラインで院内面接ができるように病院と協力してやっと動き出しているのも、またこれから地域移行自体も動き出せると考えてはいるが、あと1年は移行率は上がってこないだろうというのが現場の実感である。

(事務局)

計画相談支援事業所は令和元年10月から補助を開始し、事業所が開設されるごとに案内させていただいている。

令和元年度は実績はなかったが、相談件数が約5件あり、令和2年度の実績は2事業所である。

計画相談支援事業所数の増減については、令和2年度は5事業所増加したが、同数減少した。相談員や事業所の確保は、引続き課題と認識しており、今後も相談員の確保に努めていきたい。

なお、現時点の計画相談の導入率については、令和元年度が約5割程度、残りはセルフプランという状態だったが、令和2年度は今現在6割の方が計画相談を利用されており、導入率は増えている。

(委員)

11ページの重点課題2の就労支援の充実に関して。

第5期障がい福祉計画から引継いで、第6期計画の成果目標達成に向けての取組で、「職業体験の機会として、市役所及び公共施設における障がい者職業実習など、就労実習の場の充実を図る」とあるが、今回の評価シートの中では一切触れられておらず、どのような状態であるかを教えてほしい。

(事務局)

職場実習の制度については、関係所管と協議をしているところである。市の会計年度任用職員制度として雇用を始めていくという話をしている。

ただ、それだけが実習というわけではなく、短時間労働についての必要性や人数なども含め、一般就労の支援を担う就労移行支援事業所や、すいた就業・生活支援センターの意見を参考にしながら、いろんな働き方の検討をしていきたい。

(委員)

資料の 5 ページに「販売機会の確保に取り組む」とあるが、コロナ禍で授産製品の販売の機会となってきたイベントの中止や施設の閉館が続き、なかなか思うように進まなかったところがある。

そんな中、社会福祉協議会で各地区福祉委員会の方に授産製品のリストを渡したところ、購入したお菓子を持って高齢者のお宅を訪問するなどの事業を展開することができた。

高齢者にも非常に好評で、地区福祉委員会からも「事業所でこういった様々な商品の販売を行っていることを初めて知った」という声をたくさんもらった。

紙ベースの授産製品のリストだけでなく、今後も継続して購入をしたいという地区からの声もあり、是非とも毎年情報更新していただくとともに、市のホームページ等にもリストを掲載していただいて、より一層市民の方が授産品の購入に繋がるような機会の提供をしていただけないか。

(事務局)

承知した。紙ベースの授産製品のリストは、もともと庁内でメニューをデータで公開しているものだと思う。

おっしゃる通りホームページ等に掲載させていただくと、庁外に対しての宣伝にもなり、皆さんにわかっていただける。また、仕事を提供する側とのマッチングがスムーズにいくと思うので、できることから取組をしていきたい。

○医療的ケアを必要とする重度障がい者への受入れ拡大の取組について

(事務局から説明)

(委員)

この説明は、医療的ケア児支援法の制定を受けて、吹田市でも医療的ケアを要する方たちに多様な支援をやっていくということなのか。

(事務局)

委員がおっしゃられた法律とは直接的な関係はない。以前から本市の課題であった医療的ケアが必要な方の日中活動の場の受入れ促進策の検討を障がい福祉室で進めてきたものである。

(委員)

現在、あいほうぶは委託で運営されているが、このタイミングで指定管理に変えるという動機、指定管理にすることで医療的ケアを要する方の受入れ拡大に繋がるということが

結びつきにくい。そこをしっかりと説明をしていただく必要がある。

(事務局)

現在、医療的ケアを要する方の受入れは停滞気味であり、今後、あいほうぷや総合福祉会館以外でも、身近な地域の民間事業所で利用ができるよう広げていく必要がある。

そのために、まず、あいほうぷで医療的ケアを要する方の受入れについてインセンティブが働くような仕組みを作り、それを徐々に他の民間事業者でも展開していけるように考えている。そうした理由で、管理運営方法を変えていこうとしている。

○その他

(委員)

職員のワクチン接種について、吹田市では事業者職員を優先接種対象としているが、職員には市外在住者もあり、市ごとに予約時期・対象サービスも状況が全く違う。

一方、保育園・学校教育施設関係者・学童保育等は、大学と連携して、居住地に関わらず職員が職域接種として受けられる状況なので、福祉分野の職域接種も検討していただきたい。

次に、障がい者の接種については、一般病院や人数の多い接種会場へは行きにくい方が結構おられる。必ずしも、障がい者対応のできる方が現場にいるわけではないため、家族も非常に行きにくい。

また、予約が困難な方もおられ、そういった方への対応を今後検討していただきたい。神戸市・明石市・奈良市等、障がい者用の接種会場を設けて対応されている自治体もあり、ぜひ、接種したくても接種できずに取り残されてしまう人たちが生じないように、検討や配慮対応をお願いしたい。

○次回の日程等について事務局より説明